

平成24年(ワ)第222号

損害賠償請求事件

原告 島崎崇

被告 国

## 準備書面 2

2012年12月21日

長野地方裁判所 民事部イ1係 御中

原告 島崎 崇

### 【第1】 被告の代理人に対する認否

被告の第1準備書面に、被告指定代理人として記載されている8名のうち、芳賀裕司、中野浩一、山口隆徳、吉村郁枝の4名については、被告の代理人であることを争う。当該4名については、各記名の右にある朱印の印影が、何れも「茅野」と判読できる同一のものである。社会通念上、書面に於ける意思表示は、署名又は記名捺印によって行われる。このうち、記名捺印の場合は、自己の氏名の表示と、それに近接して自己の印を捺印することによって意思表示がなされる。しかしながら、当該4名については、それぞれ自己の印を捺印していないため、各人が有効に意思表示したものとは認められない。即ち、当該4名は、被告の代理人ではない。

### 【第2】 被告の第1準備書面「第2 被告の主張」に対する認否

1. 5頁(1)原告の主張①「審査会は、平成21年以降、短答式試験の合格倍率

を上昇させた際、」の部分は、否認する(16頁5(1)アについても同様)。原告は、訴状「第2 請求の原因 2.」に於いて、「公認会計士・監査審査会は、2008年までは比較的安定していた短答式試験の合格倍率を、2009年以降、異常なまでに上昇させた(甲4号証の1)。」と記載している。同審査会は、合格倍率を単に上昇させたのではなく、異常なまでに上昇させたのである。

2. 5頁(1)原告の主張②「審査会は、公認会計士試験合格者の数が大幅に増加する計画を示す一方で、合格倍率を上昇させるという試験運営を行い、」の部分は、否認する(17頁イについても同様)。原告は、訴状「第2 請求の原因 5.」に於いて、「公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験受験者の期待を煽ると同時に、合格倍率を異常なまでに上昇させるという支離滅裂の試験運営を行うことにより、」と記載している。同審査会は、合格倍率を単に上昇させたのではなく、異常なまでに上昇させたのである。

3. 5頁(1)原告の主張③「審査会が平成22年に、短答式試験の回数を年に1回から2回に変更するに当たり、こうした変更によって受験者の負担が増加するのであるから、」の部分は、否認する(18頁ウについても同様)。原告は、訴状「第2 請求の原因 6.」に於いて、「受験手数料、試験科目、試験時間等は従来のみであったため、試験の合格倍率も従来のみであることが期待された。仮に、合格倍率が上昇すれば、受験者にとっては、合格までの受験回数(手間)が増え、受験手数料も余計にかかることになる。」と記載している。つまり、2010年から短答式試験を年二回実施するように制度が変更されたことに伴って、必然的に合格倍率が上昇して受験者の負担が増加するわけではない。むしろ、同審査会は、2010年以後も、受験者の負担が増加しないように、合格倍率を

従来の水準と同程度に留めるべきであった。尚、この点に関して、同審査会は、「公認会計士試験実施の改善について」(2007年10月24日)の中で、「受験者にとっての負担をできるだけ軽減することにより、多様な人々にとって公認会計士試験が受験しやすく、より魅力的な試験となること、を目指すことが求められる。」と受験者の負担を軽減する必要性を認めている(乙3号証(2頁2.①))。

4. 6頁(2)被告の主張の「公認会計士短答式試験における原告に対する合格・不合格の判定の当否については裁判所の審査権が及ばないというべきであって、」という部分は、争う。被告は、国家試験の合否判定に関する判例として、最高裁昭和41年2月8日第三小法廷判決などを引用している。しかしながら、この判例の受験者と違い、原告は、受験した公認会計士試験の設問ミス或は採点ミス等により、合格点に達していたにもかかわらず不合格とされたのではない。原告は、合格すべき水準に達していたにもかかわらず、公認会計士・監査審査会が、公認会計士短答式試験の合格水準(合格倍率)を2009年以降に異常なまでに上昇させたことが原因で、何度も不合格にされた点を問題にしているのである。つまり、被告が引用した上記判例は、本事件とは争点が異なるため、関係がない。従って、本事件に裁判所の審査権が及ばない、という被告の主張は、論拠を失う。

5. 6頁(2)被告の主張の「原告が受験した各公認会計士試験においても、公正に合否が決められていたのであるから、こうした公平・公正な公認会計士試験を実施している限り、被告の違法又は過失を観念する余地は全くない。」という部分は、否認ないし争う。公認会計士制度は、長年に渡って継続して存在しているものであり、公認会計士試験も又、継続して毎年実施されている。更に、短答

式試験合格者が合格するまでの勉強期間は平均2.3年と長い(甲5号証)。このような状況にある短答式試験について、個々の試験に着目し、それらが公正に実施されたとしても、その試験の運用に問題がないとは限らない。

6. 継続して毎年行われている試験に於いて、合格水準が変動した場合、受験する時期によって、同じ水準の得点を得ていても合否を異にする結果をもたらすため、受験者間に不公平が生じる。これが、高々数百時間程度の勉強時間で合格できるような、比較的容易な試験であれば、何らかの理由によって合格水準が幾らか変動することは、受験者に対する影響が比較的小さいと考えられるため、社会通念上、許容される。その一方、合格まで数千時間の勉強時間を要し、或は数年を要するような試験に於いては、合格水準が大きく変動すると、同じ水準の得点をマークしても、受験する時期によって合否を異にするため、受験者間に著しい不公平が生じる。ここで、公認会計士試験は、短答式試験の合格まで平均2.3年、その後論文式試験の合格まで平均0.9年と、長期を要する(甲5号証)。そして、殆どの合格者は、その間就業せずに勉強に専念していることから、勉強時間は数千時間に及ぶ(甲5号証、乙4号証の4(最終頁))。しかも、合格者の大多数は、受験学校を利用し、3年前後の期間と数十万円～百数十万円の費用をかけて合格している(甲21号証の2)。つまり、公認会計士試験に於いて、合格水準が大きく変動することは、受験者に与える影響の大きさを鑑みると、社会通念上、到底許されない。

7. 又、公認会計士試験のための勉強は、専ら試験に合格するためのもので、合格後に監査法人に就職した場合を除き、実社会では殆ど役に立たない(甲5号証)。そのため、もし、合格水準に達している受験者を不合格にした場合、そ

の受験者の合格水準に達するまでの膨大な努力が全くの無駄になってしまう。これは著しく不条理であり、社会通念上、認められない。つまり、この観点からも、公認会計士短答式試験は、類似する他の試験に増して、各回の試験の合格水準を安定化させる必要性が高いのである。

8. 公認会計士試験を実施している公認会計士・監査審査会は、上述6.~7.のような公認会計士短答式試験の特性を十分に理解していた(甲5号証、甲21号証の2、乙4号証の4)。それ故、同審査会は、仮に短答式試験の合格水準を急激に上昇させ、従来の合格水準に達していた受験者を不合格にすると、その結果、当該受験者に損害を与えることは、容易に予測できたはずである。ここで、損害には、受験勉強や受験に要した費用、就労機会の喪失による損失、膨大な労力が水泡に帰することによる精神的損害、公認会計士になっていられなかったはずの逸失利益等が含まれる。それにもかかわらず、同審査会は、受験者に何ら告知をすることなく、2009年以降に短答式試験の合格水準を従来からは考えられない水準にまで異常に上昇させた(甲4号証の1)。従って、同審査会には、少なくとも過失があり、その程度は重大であると言わざるを得ない。更に、2009年以降の合格水準上昇の異常さ、その他諸般の事情を鑑みると、同審査会の当該不法行為は、故意によるものであった可能性も否定できない。そして、その結果として、原告を含む一部の受験者は、上記の各種損害を被ったのであるから、被告は、原告らに対して損害賠償責任を負う。

9. 11頁(3)「公認会計士試験の実施及び合否の決定」中の「審査会が相当と認める得点比率は、…… 審査会の広範な裁量の下、合理的かつ公正に決定されている。」という部分は、否認ないし争う。被告は、公認会計士・監査審査会

に広範な裁量がある旨を主張しているが、同審査会に与えられた裁量は、当然ながら、違法でない範囲に限られる。この点に関し、公認会計士法第5条は、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」と規定している。ここで、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力」は、普遍性を有している。これは、時代の変化或は法令の改正に伴って徐々に変化することこそあれ、短期のうちに急変することは、公認会計士制度が存続している限り、ない。

10. 従って、公認会計士・監査審査会が、仮に「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として公認会計士試験を実施したならば、受験者層に大きな変化がなく、受験者数がほぼ一定である限り、合格倍率はほぼ一定になるはずである。増してや、短期のうちに合格倍率が急変するようなことは、起こり得ない。実際のところ、短答式試験の受験者数は、1995年以降緩やかに増加しており、原告が受験した2008年以降は、17,000人前後でほぼ一定であった(甲4号証の1)。又、受験者層に大きな変化は起きていない(乙4号証の4)。それにもかかわらず、同審査会は、2009年以降の合格倍率を異常なまでに吊り上げた(甲4号証の1)。即ち、同審査会は、2009年以降、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として公認会計士試験を行った、とは言えない。言い換えると、同審査会が実施した2009年以降の公認会計士短答式試験は、公認会計士法第5条に反する違法行為である。

11. そして、同審査会は、当該違法行為が、前述6.~8.の通り、原告を含む一

部の受験者に損害を与えることについて、容易に予測できたにもかかわらず、当該違法行為に及んだ。その結果、原告らに損害を与えたのであるから、被告は、原告らに対して損害賠償責任を負う。

12. 12頁3「本件が司法審査になじまないこと」は、前述4.の通り、全面的に争う。

13. 12～13頁4(1)「公務員の公権力の行使による加害行為については民法の不法行為の適用はないこと」については、不知。本事件に関係する法律が、民法第709条及び710条なのか、国家賠償法第1条1項なのか、或はその他なのかは、裁判所が判断することであり、原告の知るところではない。

14. 13～16頁4(2)「国家賠償法上の違法も観念し得ないこと」は、全面的に争う。上述6.～8.及び9.～11.の通り、公認会計士・監査審査会には、少なくとも過失があり、不法行為若しくは違法行為の結果として、原告らに損害を与えたのであるから、被告は、原告らに対して損害賠償責任を負う。

15. 16頁5(1)ア「原告の主張①について」の「合格者数は、審査会が、予め規則において定められた基準に基づいて合理的かつ公正に決定するものである上、受験者数についても、受験しようとする者の意思と、受験願書の提出という行為により決定されるものであって、審査会の恣意が入る余地はない。」という部分は、否認する。受験者数については、確かに、同審査会が直接的に増減させることはできないが、合格者数は、同審査会が合格点を決定することによって定まる。ここで、仮に、同審査会の恣意が入らず、公認会計士法第5条に基

づき、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として合格点が決定された場合は、毎回の短答式試験の合格倍率は、自ずと安定するはずである。それは、上述9.～10.の通り、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力」が普遍的なものであり、又、受験者層や受験者数に大きな変化がないからである。それにもかかわらず、2009年以降の短答式試験の合格倍率が異常なまでに上昇したのは、合格点の決定に於いて、正に、同審査会の恣意が介入したからに他ならない。

16. 16～17頁5(1)ア「原告の主張①について」の「審査会は、事前に合格倍率を算出し得るものではなく、」という部分は否認する。同審査会は、短答式試験の採点后、「得点階層分布グラフ」を作成している(甲9号証の1, 3)。この資料は、各得点と、その得点をマークした受験者数を示すものであるから、合格点を変化させたときの各合格者数が容易に判明する。受験者数を合格者数で除した値が合格倍率であるから、合格点を変化させたときの各合格倍率も、やはり容易に判明する。例えば、2010年第I回短答式試験では、試験が2009年12月13日に実施され、その後2010年1月8日に開催された第152回公認会計士・監査審査会に於いて合格者(合格点)が決定され、その10日後、1月18日に合格発表が行われた(乙7号証の1、乙6号証の3)。この第152回公認会計士・監査審査会に於いては、「得点階層分布グラフ」が資料として配布されている(甲9号証の1, 3)。つまり、「得点階層分布グラフ」は、合格点の決定に際して使われており、同審査会は、事前に(合格点決定前に)合格倍率を算出し得るはずである。更に、同審査会は、「得点階層分布グラフ」を有効に活用することで、短答式試験の合格者数(合格倍率)を調整することもできるのである。



17. 17頁イ「原告の主張②について」の文中に、「金融庁、審査会、及び日本公認会計士協会が作成した平成21年9月付け「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」と題する冊子には、…… 経済界等の幅広い分野で活躍することが期待されていることなどの事実を記載したものにすぎない。」とある(甲6号証、乙4号証の6)。しかし、この冊子は、単に作成されるのみならず、2009年12月13日、2010年第I回短答式試験の試験会場で受験者に対して配布されたことから、金融庁らが冊子の内容を積極的に宣伝していたことが伺われる(乙4号証の1(6/25頁))。

18. その一方、17頁イ「原告の主張②について」には、「遅くとも平成21年12月には、金融庁において、合格者等の活動領域の拡大が進んでいないとして、当面の合格者数については2千人程度を目安として制度を運用されることが望ましい旨明らかにされているのである。」とある(乙4号証の1(8/25頁), 7)。しかし、金融庁は、この受験者にとって不利な情報については、受験者に対して知らせる努力はしていない。原告が2009年12月時点で得た情報は、この受験者にとって不利な情報ではなく、17.記載の冊子にある真逆の有望な情報であった。

19. 18頁ウ「原告の主張③について」には、「受験回数が増えた結果、負担が増加したという原告の主張は、」という部分は、否認する。原告の主張は、訴状「第2 請求の原因 6.」、又は前述3.に示されている通りである。即ち、短答式試験の年二回化に伴って、必然的に受験者の負担が増加するわけではない。仮に合格倍率が上昇した場合は、各受験者が合格するまでの受験回数が増加すると見込まれることから、受験者の負担が増加するのである。その一方、合格倍率が従来のみであれば、各受験者が合格するまでの受験回数も変化し

ないと見込まれるため、受験者の負担は増加しない。

20. 18～19頁エ「原告の主張④について」にある「原告が主張するような合格倍率を維持すべきとの法的義務は全く存在しないのであって、」という部分は、争う。合格倍率に関しては、たとえ公認会計士法等に於いて明文化されていなくても、公認会計士法第5条を遵守した試験運営が行われた場合は、上述9.～10.の通り、必然的に安定したものとなる。従って、合格倍率の異常な変動は、公認会計士法第5条と相容れない。その帰結として、公認会計士・監査審査会は、合格倍率を安定させる義務を負うこととなる。

21. 続いて、「審査会は、合格倍率を2倍以上に上昇させないようにすべき義務を負っていたものではない。」という部分も、争う。短答式試験の年二回化後、仮に、受験者数が一定の下で合格倍率が従来の2倍になると、二回の試験によって輩出される合格者数がそれぞれ従来の半分になることから、合格者数の合計は従来の合格者数と等しくなる。これは、一定数の合格者を決定するために、従来の二倍のコストをかけていることとなり、明らかに非合理的である。そのため、同審査会は、2010年の短答式試験の年二回化以降、合格倍率を従来の2倍以下に留めるべき義務を負うこととなる。一方、受験者は、2010年以降、合格倍率が従来の2倍を超えないことを期待することができる。

22. 19頁オ「原告の主張⑤について」にある「受験者数は各短答式試験ごとに異なる上、前記第2の2(3)のとおり、合格者数は審査会が合理的かつ公正に決定した合格基準により決せられ、」という部分は否認する。受験者数は、確かに各試験で異なるとは言え、上述10.の通り、原告が受験した2008年～2011年

第Ⅱ回に於いては、17,000人前後でほぼ一定であった(甲4号証の1)。又、2009年以降の合格者数は、これまで説明した通り、公認会計士法第5条を逸脱して、異常に吊り上げられた合格水準に基づいて決せられた。

23. 続く「同一年の各回の短答式試験における合格基準は、試験の公平性の観点より原則として同じとしていることから、同一年における各回の短答式試験の合格率が異なることは当然であり、その差異についても、結局は、審査会の広範な裁量に委ねられているというべきである。」という部分は、否認ないし争う。甲4号証の2「同一年の短答式試験の公平さ」2頁にある通り、「同一年の短答式試験を公平にするため、合格点を同じにする」という合否判定基準は、明らかに誤っている。同一年の二回の短答式試験の難易度が等しくなるという保証は全くないため、予め合格点を同じに定めてしまうと、難易度の差異が原因で合格率が大きく変動してしまう。これは、そのまま合格者の水準が大きく変動することを意味し、普遍的な「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力」を有するかどうかを判定するための公認会計士試験とは相容れない。即ち、「同一年の試験の合格点を同じにする」という基準は、公認会計士法第5条と矛盾する。誤った基準を破棄し、公認会計士法第5条の趣旨に沿って合格点を決定した場合は、受験者数、受験者層に大きな変化がない限り、必然的に二回の試験の合格率は近似することとなる。すると、同一年の第Ⅱ回短答式試験の合格点決定に際して、同審査会は、二回の試験を公平にするため、第Ⅱ回の合格率を第Ⅰ回の合格率になるべく近似させなければならないから、同審査会の裁量が働く余地は、殆ど残されていない。

24. 更に、「審査会は、同一年の短答式試験の合格率を変動させないようにす

べき義務を負っていたものではない。」という部分は、争う。前述7.の通り、公認会計士短答式試験は、類似する他の試験に増して、各回の試験の合格水準を安定化させる必要性が高い。その上、2010年以降の年二回の短答式試験は、試験日が凡そ半年しか離れておらず、又、試験日と問題の内容以外は同一の条件で行われることから、更に高度の公平性が求められる。ここで、前述20.の通り、同審査会は、公認会計士法第5条を遵守する結果、合格倍率を安定させる義務を負っている。又、合格率は合格倍率の逆数であるから、合格倍率が安定することは、合格率が安定することを意味する。従って、年二回の短答式試験については、同審査会は、合格率を可能な限り変動させないようにすべき義務を負っている。

25. 19～20頁(2)「損害及び因果関係の主張について」の「被告には、何ら権利侵害ないし違法な行為又は過失はなく、原告が主張する損害は、いずれもこれを認めることができない。」という部分は、争う。理由は、これまで述べた通りである。

26. 続いて「原告が主張する損害なるものは、いずれも原告が公認会計士試験に合格しなかったこと及び合格することを諦めたことに起因するものであって、」とある。これは一見すると正しい。しかし、原告が公認会計士短答式試験に合格しなかったのは、公認会計士・監査審査会が2009年以降に合格倍率を異常なまでに上昇させたためであるから、当該被告の主張は的外れである。原告の損害の根本的な原因は、同審査会の不法行為若しくは違法行為にある。

27. 更に、「原告が主張する被告の各過失がなければ、その損害が生じなかつ

たという条件関係すら認めることができないから、」という部分は、争う。仮に、公認会計士・監査審査会が公認会計士法第5条を遵守し、適正に試験運営を行った場合は、原告は、2010年第Ⅱ回短答式試験に於いて、従来の2倍の合格倍率を想定した場合であっても、約99.999%の確率で合格していたことになる(甲4号証の3)。その場合は、甲12号証にある原告の各損害は発生しない。

28. 被告の第1準備書面の「第2 被告の主張」のうち、その他の部分については、訴状及び上述の内容と重複又は整合する場合を除き、不知又は認める。

### 【第3】 違法行為の背景

1. 公認会計士・監査審査会は、公認会計士法第5条に違反し、2009年以降の短答式試験を、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として実施しなかった。同審査会は、2009年以降の短答式試験に於いて、合格倍率を従来からは考えられない水準にまで異常に上昇させたのであるが、その背景について、本事件の全容の理解に資するため、原告の考えを以下に述べる。

2. 2008年4月から内部統制報告制度及び四半期報告制度が新たに導入されたことから、2008年頃までは、公認会計士試験合格者に対するか監査法人からの求人が一時的に高まっていた(甲6号証(3頁)、乙4号証の6(3頁))。しかし、2009年になると、この合格者需要の高まりが一段落したこと、又、2008年に起きたリーマンショックによる金融危機の余波などが原因で、監査法人からの合格者に対する求人が大きく減少した。その結果、合格しても監査法人等に就職できない未就職者(待機合格者)が大量に発生した。そして、この未就職者の大

量発生は、その後も続いている(甲22号証の1, 2)。

3. 日本公認会計士協会は、この未就職者の大量発生を受けて、金融庁に対して合格者数を抑制するように働きかけていた。具体的には、第1回公認会計士制度に関する懇談会(2009年12月10日 金融庁主催)に於いて、日本公認会計士協会会長の増田宏一は、「会計業界が受け入れることのできる合格者は多くて1800人程度である」と発言している(乙4号証の1(8/25頁), 2)。又、第10回公認会計士制度に関する懇談会(2011年1月21日)に於いて、新たに日本公認会計士協会会長に就任した山崎彰三は、「資料3の「平成23年以降の合格者数のあり方について」が現実的なものとして運用されることを強く求める」と発言している(甲23号証の1, 2(9頁), 3)。

4. 一方で、金融庁は、前記の「第1回公認会計士制度に関する懇談会」以降、公認会計士試験の合格者数について、見解を表明している。2009年12月10日には、2010年以降の合格者数は2000人程度が望ましいとしている(甲21号証の1、乙4号証の7)。又、2011年1月21日には、2011年以降は1500~2000人程度としている(甲23号証の1, 2(8頁), 3)。その後、2012年1月5日には、2012年以降は1500人よりも少なくすべきとしている(甲24号証の1, 2)。金融庁は、日本公認会計士協会と歩調を合わせる形で、合格者数の削減を表明し、その理由として、「合格者の活動領域が拡大していないこと、及び監査法人による採用が低迷していること」、即ち「未就職者の存在」を挙げている(甲23号証の3、甲24号証の2)。

5. 上記期間の公認会計士試験の合格者数(既就職者である旧第2次試験合

格者を除く)を見ると、2010年が1923人、2011年が1447人、2012年が1301人となっている(甲25号証)。この合格者数を見る限り、公認会計士・監査審査会が、金融庁の合格者数削減の要請に忠実に従って合格者数を調整したことが伺われる。この点で、同審査会は、独立性が損なわれており、「審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。」という公認会計士法第35条の2に違反していると言わざるを得ない。

6. ここで、論文式試験の合格率に着目する。1995～2000年の合格率は20～25%程度であったが、その後は徐々に上昇している(甲25号証)。試験制度が変更された2006年以降2012年までは、順に、26.7%、42.6%、43.0%、35.7%、38.4%、34.0%、39.9%であった(甲25号証)。試験制度が変更された2006年は、論文式試験受験者中にまだ過年度の短答式試験合格者がいないためか、合格率が若干低くなっているものの、2007年以降の合格率は、40%前後で極めて安定している。それに対し、短答式試験の合格率は、2009年以降に急落し、かつ極めて不安定である(甲4号証の1, 2)。

7. 合格率の推移を、短答式試験と論文式試験とで比較してみると、2009年頃から始まった論文式試験の合格者数削減は、論文式試験は従来のままに、専ら短答式試験の合格者数を強引に絞り込むことによって実現されたことが良く分かる。つまり、公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会及び金融庁からの合格者削減要請に応えるため、公認会計士法第5条に違反し、専ら短答式試験の合格倍率を異常なまでに吊り上げ、短答式試験の合格者数を強引に絞り込んだのである。

8. そもそも、景気悪化などによって、監査法人が採用数を減少させれば、未就職者は発生してしまうのである。監査法人には、未就職者が出ないように合格者を採用する義務はなく、又、日本公認会計士協会も、金融庁も、或は公認会計士・監査審査会も、この点で誰も責任を負う必要はない。現行制度上、合格しても監査法人に就職できないリスクは、結局のところ、受験者が負わざるを得ないのである。この問題に対して、監査業界或は政府が、自発的に、未就職者の就職先を開拓することは、大いに結構なことである。しかし、未就職者を減らす手段として、日本公認会計士協会及び金融庁が、合格者を削減するという禁断の解決策を思いつき、それを実行させようと同審査会に圧力をかけたことは、明らかに誤っていた。そして、同審査会は、金融庁らの不当な合格者削減要請に屈し、短答式試験の合格水準を異常なまでに吊り上げる、という社会通念上認められず、公認会計士法第5条にも違反する行為を実行した。

9. そうではなく、たとえ未就職者の増加に歯止めがかからない状況になったとしても、公認会計士・監査審査会は、独立性を保ち、公認会計士法第5条を遵守し、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式試験を実施しなければならなかった。未就職者がいてもいなくても、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力は、変わらないのである。

以上